

新 旧 対 照 表

告示名：袋井市最低制限価格取扱要綱（平成25年袋井市告示第67号）

旧	新
<p>（最低制限価格の算定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算してえた額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.0</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.0</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合は、<u>10分の7</u>を乗じて得た価格を用いるものとする。</p> <p>（1）から（4） 【略】</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに<u>10分の7.0</u>から<u>10分の9.0</u>までの範囲内で別に定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は<u>千円単位</u>とし、<u>千円未満</u>の端数は切り捨てる。</p> <p>第4条及び第5条 【略】</p>	<p>（最低制限価格の算定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算してえた額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合は、<u>10分の7.5</u>を乗じて得た価格を用いるものとする。</p> <p>（1）から（4） 【略】</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>までの範囲内で別に定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は<u>万円単位</u>とし、<u>万円未満</u>の端数は切り捨てる。</p> <p>第4条及び第5条 【略】</p>